

佐倉市放射線量測定器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する放射線量測定器（以下「測定器」という。）を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出目的及び対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものが市内において放射線量測定を実施することを目的として使用する場合に限り、測定器を貸し出すものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事業所を有する法人
- (3) 市内に土地又は建物を有する個人
- (4) 市内に土地又は建物を有する法人
- (5) 市内の自治会、町内会等(以下「自治会等」という。)

(貸出機器)

第3条 貸し出す測定器は、P A - 1 0 0 0 R a d i (ラディ) 堀場製作所製とする。

2 測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出時間及び期間)

第4条 測定器の貸出時間は、午前9時から午後4時30分までの7時間30分とする。

2 測定器の貸出期間は、貸出しを受けた日から次の開庁日（土曜日、日曜日及び休日を除く。以下同じ。）の午後4時30分までの間とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 この要綱の規定に基づき測定器の貸出しを受けた場合において、前回の貸出しを受けた日から起算して14日を経過するまでは、測定器の予約又は貸出しを受けることができない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(貸出予約)

第5条 測定器の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間に、市の窓口へ直接又は電話で、貸出しを受けようとする日時をあらかじめ示して予約をするものとする。ただし、予約は、1回ごとに行うものとする。

2 申込者は、前項の予約を済ませた後、測定器の貸出しを受ける前に、佐倉市放射線量測定器貸出申込書（別記様式第1号）により市長に申込みをするものとする。

3 申込者は、前項の申込みに当たり、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 健康保険証、運転免許証その他の本人であることが確認できる書類等

(2) 法人又は自治会等の関係者であることが確認できる書類等(申込者が法人又は自治会等である場合に限る。)

(3) 前2号に定めるもののほか市長が必要と認める書類等
(貸出しの決定)

第6条 市長は、前条第2項の申込みがあったときは、その内容を審査の上、
適当と認めたときは、申込者に測定器を貸し出すものとする。

2 市長は、貸出しの際、申込者に測定器の使用方法及び取扱いについて指導
するものとする。

3 市長は、天候等の理由により、屋外で測定器を使用することが適当ではな
い場合は、貸出しを取りやめることができる。この場合において、貸出しを
取りやめることとされた申込者が改めて貸出しを受けようとするときは、再
度前条第1項の規定による予約をするものとする。

(管理)

第7条 測定器の貸出しを受けたもの(以下「借受人」という。)は、前条第2項
の規定による指導に従い、善良な管理者の注意をもって測定器を管理しなけ
ればならない。

2 借受人は、測定器を利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は
測定器を営利目的の活動等に使用してはならない。

(測定場所)

第8条 借受人は、市内に自己の所有又は管理する土地又は建物において測定
を行うものとし、賃借する土地又は建物において測定する場合は、自己の責
任において、当該土地又は建物の所有者の許諾を受けた上で測定を行うもの
とする。

(費用の負担)

第9条 測定器の貸出しは、無料とする。

(損害賠償等)

第10条 借受人は、その責めに帰すべき事由により、貸出した測定器を紛失
し、又は棄損したとき(第6条第2項の規定による指導に従わず直接測定器を
測定対象物に触れさせて測定器を使用できなくさせた場合を含む。)は、市長
の指示するところに従い、借受人の負担において補修し、又は損害を賠償す
るものとする。

(貸出しの中止)

第11条 市長は、借受人が貸出しの期間中に第7条の規定に違反したときは、

測定器の貸出しを中止し、直ちに返還させることができる。

(返却及び報告)

第12条 借受人は、貸出しの期間内に、指定された場所に測定器を返却しなければならない。

2 借受人は、測定器の返却の際、佐倉市放射線測定器返却届兼測定結果報告書(別記様式第2号)を提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定により測定器の返却を受けたときは、測定器が正常に作動することを確認するものとする。

(データの提供)

第13条 市長は、借受人に対し、測定値等のデータの提供を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成24年1月19日決裁 23佐環第378号)

この要綱は、平成24年2月2日から施行し、同月6日以後の測定器の貸出しについて適用する。

附 則(平成24年4月27日決裁 24佐環第41号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年6月1日以後の測定器の貸出しについて適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に、要綱第5条第1項の規定に基づく予約を行った者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年5月24日決裁 25佐環第84号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年7月1日以後の測定器の貸出しについて適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に、要綱第5条第1項の規定に基づく予約を行った者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月4日決裁 25佐環第210号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年2月1日以後の測定器の貸出しについて適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に、要綱第5条第1項の規定に基づく予約を行った者については、なお従前の例による。